

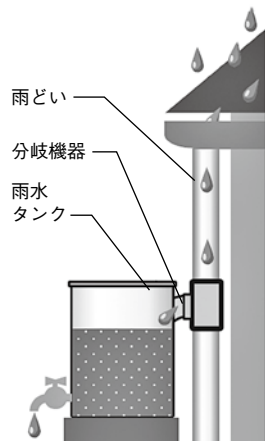
雨水貯留施設(雨水タンク)を 設置しませんか？

—下水道課からのお知らせ—

南丹市では、平成29年度から雨水を「貯める」ことにより雨水の活用や防災対策などに役立てていただくため、雨水貯留施設(雨水タンク)を設置する費用の一部を補助する制度を創設しました。

●雨水タンクとはどんなもの？

住宅などの建物の屋根に降った雨水を、雨どいから分岐機器を介して取水し、一時的に貯めておく容器のことで、雨水の再利用が可能です。



●雨水タンクの利用例

- ・ 植物への水やりなど水資源の活用
- ・ 災害時に備えた、飲料水以外の水の確保
- ・ 短時間豪雨に対する出水の軽減や抑制
- ・ 夏場の打ち水に利用 など

●補助金交付対象

- ・ 雨水タンクを設置する建物を所有する個人または法人
- ・ 100リットル以上で市販されている雨水タンク
- ・ 税や下水道受益者負担金、上下水道料金の滞納がないこと

補助金受け取りまでの流れ

- 申請者 申請書(添付書類含む)を提出
- 市役所 下水道課 審査の後、補助金交付決定通知書を送付
- 申請者 雨水タンクを購入・設置し、実績報告書を提出
- 市役所 下水道課 現地での設置検査後、補助金確定通知書を送付
- 申請者 請求書を添えて補助金を請求
- 市役所 下水道課 補助金(4万5千円を上限に購入経費の3/4)を交付
- 申請者 補助金を受け取り

●申請時の提出書類(雨水タンク購入前に申請をしてください。)

- ・ 補助金交付申請書
- ・ 購入予定の雨水タンクの見積書
- ・ 雨水タンクの設置予定箇所の写真

●建物所有者の同意書(申請者と所有者が異なる場合)

●市税納税証明書

●直近3カ月以内の建物登記証明

●情報の写し(法務局が窓口)

●未登記建物の場合は「固定資産

税・都市計画課税証明書」の

写しなどが必要です。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◇実際に雨水貯留施設を設置された方にお伺いしました



▲6月に設置された小濱 達郎さん

Q. どのような用途で利用されていますか？

A. 花や畑の水やり、子どもたちの水遊びにも利用しています。

Q. 雨水タンクの取り付け作業はご自身でされましたか？

A. はい、作業も簡単に自分で取り付けました。

Q. 雨水タンクを設置して良かったことは何ですか？

A. 子供の水遊びに利用でき、子供たちが喜んでくれることや水道代を気にせずにご利用できる点が良いと思っています。

◇問い合わせ先 下水道課

Tel (0771) 68-0054